

○小金井市子どもの居場所づくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、主に食事、学習、交流等の提供又は支援を通じ、子どもの居場所づくりの推進を目的として、地域団体等が行う取組に対する小金井市子どもの居場所づくり事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第1項に規定する子どもをいう。
- (2) 子ども食堂 食事の調理及び提供を含む地域の子ども又はその保護者が気軽に立ち寄り、栄養バランスの取れた食事を取りながら、相互に交流を行う場を提供する取組をいう。
- (3) 配食 子ども食堂で調理し、又は用意した弁当又は食材を子ども及びその保護者に配布する取組をいう。
- (4) 宅食 子ども食堂で調理し、又は用意した弁当又は食材を子どもの自宅に届ける取組をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第5条に定める補助対象団体が実施する子どもの居場所づくりに係るものであって、次の各号に掲げる取組のいずれかを実施するものとする。

- (1) 子ども食堂並びに配食及び宅食（以下「子ども食堂等」という。）を行う居場所づくり
- (2) 学習習慣の定着、基礎的な学力の向上等のために自主学習を支援する居場所づくり（以下「学習支援の居場所」という。）
- (3) 子どもが自由に過ごすことができる居場所づくり（以下「自由な居場所」という。）

(補助要件)

第4条 補助対象事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 第7条の規定により申請する事業の実施場所において、年間を通じて月に1回以上かつ1日当たり2時間以上実施すること。ただし、配食又は宅食の実施を除く。
- (2) 子ども又はその保護者（以下「参加者」という。）10人以上を対象とする規模で実施すること。ただし、配食又は宅食の実施を除く。

- (3) 特定の政党もしくは政治団体のための活動又は特定の宗教のための活動を行わないこと。
- (4) 営利を目的とした活動を行わないこと。
- (5) 事故発生時の対応のため保険に加入すること。
- (6) 食中毒又は事故が発生したときの対応方法及び連絡体制をあらかじめ定めるとともに、職員に周知徹底を図ること。この場合において、食中毒又は事故が発生したときは、速やかに市に報告すること。
- (7) 個人情報の適正な管理に十分配慮し、補助対象事業の実施に携わる職員等が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについて職員等に周知徹底を図るなどの対策を講じること。
- (8) 職員に対し、児童虐待の未然防止・早期発見に係る研修等を年1回以上実施すること。

2 補助対象事業のうち、子ども食堂等については、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 子ども食堂等の実施方法は、次のアからオまでに掲げるものとする。
 - ア 常時責任者を配置し、安全に配慮して実施すること。
 - イ 規模に応じて、必要な職員体制を確保すること。
 - ウ 子ども食堂等で提供する食事は、原則として職員又は参加者が直接調理した、栄養バランスの良いものとする。なお、食材の確保については、地域の農家、食品会社、フードバンク等の協力を得るよう努めること。
 - エ 参加者に対し、子ども・家庭の支援に関わる相談窓口を周知するよう努めるものとし、参加者の生活状況の把握に努め、相談に応じるとともに、不適切な養育等が疑われる場合や、日常的な見守りの結果等について、必要に応じてニーズに対応した関係機関に共有すること。
この場合において、児童虐待が疑われる場合等であって、早急な対応が必要な場合は、速やかに市に連絡すること。
 - オ 食事の提供の対価として食事代を徴収する場合は、地域の実情、本事業の目的等を勘案して、補助対象者が判断すること。
- (2) 子ども食堂の実施場所は、10人以上の参加者が、食事を取りながら交流をすることができるスペース、良好な衛生環境、安全性、プライバシー等を確保すること。
- (3) 子ども食堂等の衛生管理及び事故防止については、次のアからオまでに掲げる事項を実施すること。
 - ア 子ども食堂の開設前に管轄の保健所に相談し、指導・助言を求めること。
 - イ 食事の提供における食品の安全確保を図るため、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び

各種法令、通知等に基づく適切な衛生管理体制を構築すること。

ウ 参加者の食物アレルギーの有無を確認すること。

エ 感染症等の感染防止のために、徹底した感染防止対策を講じること。

オ 防火には万全を期すこと。

3 補助対象事業のうち、学習支援の居場所及び自由な居場所については、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 実施場所について、地域住民の理解及び協力を得られること。

(2) 広く居場所を必要とする子どもを受け入れること。

(3) 原則として利用料を徴収しないこと。

(4) 子どもからの相談に応じるとともに、子どもの生活状況の把握に努め、必要に応じてニーズに対応した関係機関と連携を図ること。この場合において、児童虐待が疑われる場合等であって、早急な対応が必要な場合は、速やかに市に連絡すること。

(補助対象団体)

第5条 補助金の交付対象となる団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

(1) 定款又は会則を備えていること。

(2) 小金井市（以下「市」という。）内に主な活動拠点を有し、市が適当と認める地域活動又は子ども・子育ての支援に資する活動等の実績を有すること。この場合において、当該団体が法人格を有しない場合は、団体の構成員が5人以上であり、構成員の過半数が市内に在住し、在勤し、又は在学する者であること。

(3) 子どもの居場所づくりを継続して実施するための物的・人的能力を有すること。

(4) 暴力団（小金井市暴力団排除条例（平成24年条例第47号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団と関係する団体ではないこと。

(5) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員に暴力団員等（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいないこと。

(6) 公序良俗に反する活動を行う団体でないこと。

(7) 市が指定する連絡会に年1回以上参加すること。

(補助対象経費及び補助金額)

第6条 補助金の交付額は、別表に定める補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額（補助対象事業の運営に係る収入額を含む。）並びに国からの交付金及び補助金の受入

額を控除した額を比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする団体（以下「申請団体」という。）は、市長が別に定める申請期間内に、子どもの居場所づくり事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 合計額算出表
- (3) 事業実施予定表
- (4) 収入額予定調書
- (5) 連絡会参加予定表
- (6) 歳入歳出予算書抄本
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、提出された申請書類の審査、必要に応じて行う実地調査等により、その申請に係る当該補助対象事業の申請内容に適合しているか調査し、これに基づき補助金の交付決定を行う。

- 2 市長は、前項の規定により、補助金の交付を決定したときは、申請団体に子どもの居場所づくり事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により、補助金の不交付を決定したときは、申請団体に子どもの居場所づくり事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。
- 4 補助金の交付決定において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、次に掲げる条件を付するものとする。
 - (1) 補助金は、補助金の交付の目的を達成するために、補助対象事業にのみ使用すること。
 - (2) 事業内容又は事業計画を変更する場合（軽微な変更を除く。）、事業を中止し、又は廃止する場合は、事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第4号）を提出し、事業変更・中止・廃止承認通知書（様式第5号）により市長の承認を受けること。

(実績報告)

第9条 前条第2項の規定により交付決定を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）は、当該年度の事業が完了したとき（中止し、又は廃止した場合を含む。）は、市長が別に定める期日

までに子どもの居場所づくり事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 事業実績書
 - （2） 合計額算出表
 - （3） 事業実施実績表
 - （4） 収入額調書
 - （5） 連絡会参加実績表
 - （6） 歳入歳出決算書抄本
 - （7） その他市長が必要と認める書類
- （交付額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、審査等を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、子どもの居場所づくり事業補助金額確定通知書（様式第7号）により、交付決定団体に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 市長は、補助金の交付額の確定後、交付決定団体からの請求書（様式第8号）に基づき、補助金を交付するものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前条の補助金の交付額の確定前に、交付決定団体に対して、補助金の交付決定額の全部又は一部について概算払にて交付できるものとする。
- 3 前項の規定により概算払にて補助金の交付を受けている団体について、前条の規定により確定した補助金の交付額が概算払にて交付した額よりも少ない場合は、その差額を市に返還するものとする。

（中間報告）

第12条 交付決定団体は、市長が別に定める期日までに、利用者及び実施状況について、子どもの居場所づくり事業実績報告書別紙3により、市に提出するものとする。

- 2 市長は、参加者が1日平均5人以下の月があった場合は、交付決定団体に事業改善計画書（様式第9号）を提出させ、改善を求めるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、交付決定団体に対して、事業の遂行状況に関し、報告を求め、実地調査等を行うことができる。
- 4 市長は、前項の規定による実地調査等により、補助金の交付の決定の内容が適合しないと認めるときは、是正のための指導及び措置を採ることができる。

(補助金交付決定の取消し)

第13条 市長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を本事業の使途以外に使用したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その旨を子どもの居場所づくり事業補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により当該交付決定団体に通知するものとする。

(補助金の管理等)

第14条 補助金の交付を受けた団体(以下「補助団体」という。)は、補助金の管理のため、補助金の使途を明確にした帳簿類の整備及び管理並びに領収書等の保管等による適正な経理を行い、補助金に係る事業の終了又は中止もしくは廃止後、当該活動年度の次年度から起算して5年間保存しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する書類の提出及び報告を求めるものとし、補助団体は、これに従うものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、補助団体に対し実地調査を行うものとし、補助団体は、これに従うものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和6年6月28日から施行し、この要綱による改正後の小金井市子どもの居場所づくり事業補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

別表(第6条関係)

補助対象経費		補助基準額
人件費	ボランティア、外部講師の謝金、交通費、研修費(食品衛生責任者養成研修会受講料等)	1 か月当たり1回実施する場合

需用費	教材費、材料費、消耗品費、印刷製本費、広報費	子ども食堂等の取組にあつては1か所につき2万円に実施月数を乗じた額（年間24万円を上限）とし、学習支援の居場所又は自由な居場所の取組にあつては1か所につき1万円に実施月数を乗じた額（年間12万円を上限）とする。 2 1か月当たり2回実施する場合 子ども食堂等の取組にあつては1か所につき4万円に実施月数を乗じた額（年間48万円を上限）とし、学習支援の居場所又は自由な居場所の取組にあつては1か所につき2万円に実施月数を乗じた額（年間24万円を上限）とする。 3 1か月当たり4回実施する場合（学習支援の居場所及び自由な居場所のみ） 1か所につき2万円に実施月数を乗じた額（年間24万円を上限）とする。
使用料及び賃借料	会場借上費	
役務費等	通信運搬費、保険料	
設備整備費	子ども食堂の開設・支援拡充に係る備品購入費（令和6年度に限る。）	子ども食堂（宅食及び配食を除く。）1か所につき、50万円とする。